



令和2年8月5日

【照会先】栃木労働局労働基準部賃金室

賃金室長 平井 秀雄

賃金係長 伊藤 信也

(電話) 028(634)9109

(FAX) 028(632)6585

報道関係者 各位

令和2年度栃木県最低賃金の改定を答申

— 時間額854円(引上げ額1円) —

栃木地方最低賃金審議会

- 1 栃木地方最低賃金審議会(会長 杉田明子 弁護士)は、令和2年7月6日(月)、栃木労働局長(浅野浩美)から「栃木県最低賃金の改正決定について」の諮問を受けて、栃木県最低賃金専門部会を設置し、調査審議を重ねてきたが、8月5日(水)に結論を取りまとめ、同日、栃木労働局長に対して、栃木県最低賃金の改定額を時間額854円として答申を行った。
- 2 今後は、この答申を受け、異議申出の公示など諸手続きを経て、栃木県最低賃金が決定されることとなる。なお、改定される最低賃金は、本年10月1日の発効予定である。
- 3 本年度における栃木地方最低賃金審議会においては、7月22日に中央最低賃金審議会から示された最低賃金額改定の目安を参考にしつつ、栃木県内の諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議され、上記1及び上記2のとおり決められたものである。

【参考：栃木県最低賃金額の推移】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
最低賃金額	751円	775円	800円	826円	853円	854円